

地方独立行政法人宮城県立病院機構リスク管理規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人宮城県立病院機構（以下「法人」という。）のリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの顕在化の防止及びリスクが顕在化した場合の損失の最小化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「リスク」とは、地方独立行政法人宮城県立病院機構定款第1条の目的の達成を阻害する次の各号に掲げる要因をいう。

- 一 業務の有効性及び効率性に関するもの
- 二 事業活動に関わる法令等の遵守に関するもの
- 三 資産の保全に関するもの
- 四 財務報告等の信頼性に関するもの

2 この規程において「リスク管理」とは、リスクの顕在化の防止及びリスクが顕在化した場合の損失の最小化を図ることをいう。

3 この規程において「危機」とは、リスクが顕在化し、又はまさに顕在化しようとしている状態をいう。

4 この規程において「役職員等」とは、役員及び職員、派遣労働者並びに契約先の労働者等をいう。

5 この規程において「職員等」とは、職員及び派遣労働者並びに契約先の労働者等をいう。

6 この規程において「内部統制担当役員」、「内部統制統括推進責任者」及び「内部統制推進責任者」とは、「地方独立行政法人宮城県立病院機構内部統制に係る基本方針」に基づき、それぞれ法人、本部事務局、各病院及び研究所に配置される役職員等をいう。

(役職員等の責務)

第3条 役職員等は、その職務の遂行に当たり、リスク管理に努めなければならない。

2 職員等は、危機に際し、内部統制推進責任者に速やかに報告しなければならない。

3 職員等は、前項の場合において、内部統制推進責任者に事故があるときは、本部事務局においては内部統制担当役員、各病院及び研究所においては内部統制統括推進責任者に速やかに報告するものとする。

4 内部統制推進責任者は、危機に際し、本部事務局においては内部統制担当役員、各

病院及び研究所においては内部統制統括推進責任者に速やかに報告しなければならない。

- 5 内部統制担当役員及び内部統制統括推進責任者は、法人に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに係る危機（以下「重大な危機」という。）に際しては、理事長に速やかに報告しなければならない。
- 6 他の規程等に基づき同様の報告がなされた場合には、当該報告をもって前4項の報告がなされたものとみなす。

（リスク管理体制）

第4条 法人におけるリスク管理については、理事長がこれを指揮し、かつ、最終的な責任を有する。

- 2 内部統制担当役員は、理事長を補佐し、リスク管理を総括する。
- 3 内部統制統括推進責任者は、各病院及び研究所におけるリスク管理を総括する。
- 4 内部統制推進責任者は、それぞれの所掌におけるリスク管理を総括する。

（リスク管理委員会の設置）

第5条 法人におけるリスク管理の検討、審議等を行うため、本部事務局にリスク管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の組織等については、地方独立行政法人宮城県立病院機構リスク管理委員会設置要綱において定めるところによる。

（重大な危機への対応）

第6条 理事長は、重大な危機が認められる場合には、これを解決するために必要な措置を迅速かつ的確に講じる。

- 2 理事長に事故があるときは、内部統制担当役員がその職務を代理するなど臨機応変に対応する。
- 3 理事長は、解決策を講じたときは、その内容、経過及び結果について、速やかにリスク管理委員会に報告する。

（秘密保持義務）

第7条 役職員等は、この規程に基づく法人のリスク管理に関する措置などを立案・実施する過程において知り得た秘密を漏洩してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（保有施設の点検及び必要な修繕等）

第8条 法人は、保有する施設が安全かつ継続的に使用できるよう、法定点検等及び必

要な補修等を実施する。

(事故・災害等の緊急時に関する事項)

第9条 事故・災害等の緊急時に関する対応については、災害対応マニュアル等に定めるところによる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、リスク管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。